

## 大阪市市政改革会議開催要領

## (目的)

第1条 市政改革を着実に推進するため外部の視点からの意見又は助言を求めることを目的として、大阪市市政改革会議(以下「改革会議」という。)を開催する。

## (意見又は助言を求める事項)

第2条 改革会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政改革の進捗に関すること
- (2) 市政改革基本方針の改定に関すること
- (3) その他市政改革の推進に関すること

## (参加者)

第3条 改革会議に参加する委員は、次のとおりとする。

- (1) 市政改革専門委員
- (2) 市長が指名する有識者

## (改革会議の運営)

第4条 委員は、その互選により改革会議の議事を進行する座長を定める。

- 2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が座長の職務を行う。
- 3 委員に事故がある場合において必要があるときは、委員の代理者の出席を求めるものとする。
- 4 改革会議には、市長及び副市長並びに政策企画室長、市政に関する総合的な政策の企画及び推進等を所管する政策企画室理事、情報公開室長、協働まちづくり室長、市政改革室長、総務局長及び財政局長が出席するものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、必要があるときは、本市職員その他関係者に改革会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くものとする。

## (運営方針評価分科会)

第5条 第2条各号に掲げる事項のうち次に掲げる事項について意見又は助言を求めるため、運営方針評価分科会(以下「分科会」という。)を開催する。

- (1) 局・区運営方針に基づき実施される市政改革の取組の進捗及び目標達成の状況の点検評価に関すること
  - (2) その他局・区運営方針を通じたPDCAサイクルの推進に関すること
- 2 分科会に参加する者は、次のとおりとする。
    - (1) 改革会議の委員のうちから市長が指名する者
    - (2) 市長が専門委員として指名する有識者
  - 3 分科会に参加する委員及び専門委員は、改革会議の委員のうちから分科会の議事を進行する座長を選出する。
  - 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が分科会に参加する委員又は専門委員のうちから指名する者が座長の職務を行う。
  - 5 必要があるときは、本市職員その他関係者に分科会への出席を求め、その説明又は意見を聴くものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 大阪市市政改革検討委員会設置要綱（平成 20 年 12 月 4 日市長決裁）は、廃止する。
- 3 大阪市行政評価委員会設置要綱（平成 18 年 3 月 20 日市長決裁）は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 8 月 18 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市市政改革会議設置要綱(以下「旧要綱」という。)第 3 条第 2 項及び第 5 条第 2 項に規定により委嘱をされた委員及び専門委員は、それぞれ、改正後の市政改革会議開催要領(以下「新要領」という。)第 3 条第 2 号及び第 5 条第 2 項第 2 号の規定により指名をされた委員及び専門委員とみなす。
- 3 旧要綱の規定により選任又は指名をされた大阪市市政改革会議の委員長及びその職務を代理する者並びに運営方針評価分科会(以下「分科会」という。)に属する委員及び専門委員並びに分科会長及びその職務を代理する者は、それぞれ、新要領の規定により選任又は指名をされた市政改革会議の座長及びその職務を行う者並びに分科会に参加する委員及び専門委員並びに分科会の座長及びその職務を行う者とみなす。

## 市政改革室における外部有識者から意見等を聴取する会議の運営に関する要領

### (趣旨)

第1条 市政改革室における外部有識者から意見等を聴取する会議（以下「会議」という。）の運営については、当該会議の開催の根拠となる規程に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (会議開催の公表)

第2条 会議を開催するに当たっては、開催日の1週間前までに開催日時、場所、議題、傍聴に関する事項及び問い合わせ先を市役所の掲示場に掲示し、かつ、大阪市ホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

### (会議の傍聴)

第3条 会議は傍聴することができるものとする。ただし、審議会等の設置及び運営に関する指針第7、1、(1)及び(3)に該当するときは、この限りでない。  
2 会議の傍聴を希望する者については、会議の開始の30分前から会場前で受付を行い、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、受付の開始時点で定員を超過しているときは抽選により傍聴者を決定するものとする。

### (報道機関の特例)

第4条 報道機関の取材を目的とする傍聴については、前条第2項の規定にかかわらず、記者席を設けるものとする。

### (傍聴者の遵守事項)

第5条 会場においては、傍聴者に次の事項を遵守させるものとする。  
(1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと  
(2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと  
(3) 飲食又は喫煙をしないこと  
(4) 携帯電話などは受信音を出さないこと  
(5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと（許可を受けて、会議の進行を妨げない限度において会場内の所定の位置から行う場合を除く。）  
(6) 会議開催中は静かに傍聴し、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと  
(7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

### (違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、その者を退場させるものとする。

### (会議録等)

第7条 会議については、会議録を作成する。ただし、第3条第1項ただし書の規定により傍聴を認めないときは、議事要旨を作成する。  
2 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。  
(1) 会議の日時及び場所  
(2) 出席者の氏名  
(3) 議題

- (4) 個々の発言者の氏名及び発言内容の要旨
- (5) その他必要と認める事項
- 3 議事要旨に記載する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
  - (2) 議事の要旨
  - (3) その他必要と認める事項
- 4 会議録及び議事要旨は、大阪市ホームページに掲載するほか、所定の場所において市民の閲覧に供するものとする。

(雑則)

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、個々の会議の運営について、当該会議の委員の意見を聴いて適宜の措置をとることができるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成23年8月30日から施行する。